

令和3年2月議会定例会議案

新潟県後期高齢者医療広域連合

令和3年2月議会定例会提出議案

議案番号	議 件 名
1	新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
2	令和2年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)について
3	令和2年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)について
4	令和3年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について
5	令和3年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について

議案第1号

新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年2月9日提出

新潟県後期高齢者医療広域連合長 村山 秀 幸

新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年新潟県後期高齢者医療広域連合条例第33号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第1号中「地方税法第314条の2第2項に規定する金額」を「同法第314条の2第2項第1号に定める金額（被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者（次号及び第3号において「被保険者等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この号、次号及び第3号において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）」に改め、同項第2号及び第3号中「同条第2項に規定する金額」を「同条第2項第1号に定める金額（被保険者等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）」に改め、同項第4号中「所得税法（昭和40年法律第33号）」を「所得税法」に改める。

第19条第2項に次のただし書を加える。

ただし、広域連合長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

第19条の2を削る。

附則第2条を次のように改める。

（公的年金等所得に係る保険料の減額賦課の特例）

第2条 当分の間、被保険者、その属する世帯の世帯主又はその属する世帯の他の世帯員である被保険者であつて前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けたものについては、第15条第1項第1号中「総所得金額及び」とあるのは「総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額）及び」と、「同法第314条の2第2項第1号」とあるのは「地方税法第314条の2第2項第1号」と、「110万円」とあるのは「125万円」と、同項第2号及び第3号中「総所得金額」とあるのは「総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額）」と、「同条第2項第1号」とあるのは「地方税法第314条の2第2項第1号」とする。

附則第4条及び第5条を削る。

附 則
(施行期日等)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第15条及び附則第2条の規定は、令和3年度以後の年度分の保険料について適用し、令和2年度分までの保険料については、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正前の新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（以下「改正前の条例」という。）附則第4条及び第5条の規定による令和2年度分の保険料については、なお従前の例による。
- 4 改正後の条例第19条の規定は、この条例の施行の日以後に申請のある保険料の減免について適用し、改正前の条例第19条及び第19条の2の規定は、同日前に申請のあった保険料の減免について適用する。

議案第2号

令和2年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）について

令和2年度新潟県後期高齢者医療広域連合の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ35千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,081,678千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年2月9日提出

新潟県後期高齢者医療広域連合長 村 山 秀 幸

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1分担金及び負担金		1,053,994	43,321	1,010,673
	1負担金	1,053,994	43,321	1,010,673
3繰越金		1	43,356	43,357
	1繰越金	1	43,356	43,357
補正されなかった款項にかかる額		27,648		27,648
歳入合計		1,081,643	35	1,081,678

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2総務費		1,080,414	35	1,080,449
	1総務管理費	1,080,077	35	1,080,112
補正されなかった款項にかかる額		1,229		1,229
歳出合計		1,081,643	35	1,081,678

議案第3号

令和2年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算 (第4号) について

令和2年度新潟県後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ24,711千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ272,105,252千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年2月9日提出

新潟県後期高齢者医療広域連合長 村 山 秀 幸

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
8繰越金		4,009,188	24,711	4,033,899
	1繰越金	4,009,188	24,711	4,033,899
補正されなかった款項にかかる額		268,071,353		268,071,353
歳入合計		272,080,541	24,711	272,105,252

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4特別高額医療費共同事業拠 出金		60,682	14,208	74,890
	1特別高額医療費共同事業拠 出金	60,682	14,208	74,890
6諸支出金		4,264,351	10,503	4,274,854
	1償還金及び還付加算金	4,264,350	10,503	4,274,853
補正されなかった款項にかかる額		267,755,508		267,755,508
歳出合計		272,080,541	24,711	272,105,252

議案第4号

令和3年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について

令和3年度新潟県後期高齢者医療広域連合の一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,044,538千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和3年2月9日提出

新潟県後期高齢者医療広域連合長 村山秀幸

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		1,043,765
	1 負担金	1,043,765
2 国庫支出金		571
	1 国庫補助金	571
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
4 諸収入		201
	1 預金利子	76
	2 雑入	125
歳 入	合 計	1,044,538

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 議会費		1,154
	1 議会費	1,154
2 総務費		1,043,284
	1 総務管理費	1,042,946
	2 選挙費	68
	3 監査委員費	270
3 予備費		100
	1 予備費	100
歳出	合計	1,044,538

議案第5号

令和3年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について

令和3年度新潟県後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ269,630,586千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、20,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第292条において準用する同法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 2款保険給付費の各項に計上した負担金、補助及び交付金に係る予算額に過不足が生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和3年2月9日提出

新潟県後期高齢者医療広域連合長 村 山 秀 幸

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 市 町 村 支 出 金		47,062,084
	1 市 町 村 負 担 金	47,062,084
2 国 庫 支 出 金		90,451,798
	1 国 庫 負 担 金	64,728,907
	2 国 庫 補 助 金	25,722,891
3 県 支 出 金		22,236,785
	1 県 負 担 金	22,236,785
4 支 払 基 金 交 付 金		107,495,721
	1 支 払 基 金 交 付 金	107,495,721
5 特別高額医療費共同事業交 付金		89,004
	1 特別高額医療費共同事業交 付金	89,004
6 財 産 収 入		19
	1 財 産 運 用 収 入	19
7 繰 入 金		1,947,061
	1 一 般 会 計 繰 入 金	956,976
	2 基 金 繰 入 金	990,085
8 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
9 県財政安定化基金借入金		1
	1 県財政安定化基金借入金	1
10 諸 収 入		348,112
	1 預 金 利 子	1,297
	2 延滞金、加算金及び過料	2
	3 雑 入	346,813
歳 入	合 計	269,630,586

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		1,064,619
	1 総務管理費	1,064,619
2 保険給付費		267,330,416
	1 療養諸費	256,858,063
	2 高額療養諸費	9,309,403
	3 その他医療給付費	1,162,950
3 県財政安定化基金拠出金		100,094
	1 県財政安定化基金拠出金	100,094
4 特別高額医療費共同事業拠出金		89,188
	1 特別高額医療費共同事業拠出金	89,188
5 保健事業費		995,467
	1 健康保持増進事業費	995,467
6 諸支出金		30,302
	1 償還金及び還付加算金	30,301
	2 延滞金	1
7 公債費		20,000
	1 公債費	20,000
8 予備費		500
	1 予備費	500
歳出	合計	269,630,586

